

# 手配旅行条件書説明書面

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 1、手配旅行契約

(1)「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社が、旅行者(お客様)の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

(2)この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

## 2、旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社が運営するインターネット上の旅行予約サイト「NIPPONIAメンバーシップサイト」(以下「当サイト」といいます。)において、当社所定の方法により予約の申込みをするものとし、その際の申込金は不要とします。

(2)旅行契約は、お客様が本旅行条件書及び当サイトにおいて予約内容を提示するページ(本旅行条件書において「予約内容提示ページ」といいます。)に記載された旅行契約の内容及び旅行条件等に同意のうえ予約申込を行い、当該予約申込が当社の定める方法により当社によって承諾された時点とします。

(3)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 3、お申込条件

(1)18才未満の方は親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。またお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2)お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携クレジットカード会社のクレジット会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。

(3)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

(4)当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、NIPPONIAメンバーシップ登録を行い、メンバーシップIDとなるメールアドレスを通知しなければなりません。

### 4、契約書面と確定書面のお渡し

(1)当社は、本旅行条件書に記載した事項(予約内容提示ページ等に記載された旅行サービスの内容、旅行代金等の事項を含む。)を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに提示し、お客様はこれを申込時に必ず確認するものとします。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

(2)当社は、お客様に対し、前項の契約内容を補完するものとして、運送機関、宿泊機関等に関する確定した契約書面(以下「確定書面」といいます。)を遅くとも旅行開始日の前日までに電子メールで通知し、お客様は当該電子メールの内容及び確定書面を確認するものとします。ただし、旅行開始日の前日から起算して遡って7日目に当たる日以降に申込みをした場合には、旅行開始日の当日までに通知します。

## 5、旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、クレジットカード決済によりお支払いいただきます。

(2)当社と締結する旅行契約における代金の支払いはクレジットカードのみに限らせていただき、現金等クレジットカード以外の方法による旅行代金の支払はできません。

## 6、旅行代金について

(1)旅行代金は、第2項(2)により予約内容提示ページに掲載されるものとします。

(2)(1)の「旅行代金」は、第13項(1)の「取消料」、第13項(2)の「違約料」の額の算出の際の基準となります。予約内容提示ページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 7、旅行代金に含まれるもの

(1)宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。

(2)その他予約内容提示ページにおいて旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 8、旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(2)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(2)自宅から発着地までの交通費・宿泊費、着地等解散地から自宅までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

## 9、追加料金

第6項でいう「追加料金」は、以下の料金をいいます。(あらかじめ旅行料金の中に含めて表示した場合を除きます。)

(1)予約内容提示ページ等で当社が「グレードアッププラン」と称する宿泊施設又は部屋のグレードアップのための追加料金

(2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額料金

(3)予約内容提示ページ等で当社が「延泊プラン」と称する宿泊施設の宿泊延長のための追加料金

(4)その他予約内容提示ページ等で「×××追加料金」と称するもの(ストレートチェックイン追加料金、航空会社指定ご希望をお受けする旨予約内容提示ページ等に記載した場合の追加料金等)。

## 10、旅行契約内容の変更

(1)お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手数料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行料金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手数料金における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当社所定の取扱料金によります。

## 11、旅行料金の額の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行料金の変動が生じた場合は、旅行料金を変更することがあります。

## 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

## 13、取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、予約内容提示ページに記載されたキャンセル規定に従い取消料をいただきます。

## 14、契約の解除

### (1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

②本項(1)①に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又は未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### (2)当社の解除権

①当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

ア お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないとき

イ お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき

ウ その他第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき

②お客様は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### (3) 当社の責に帰すべき事由による解除

① お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

② 本項(3)①の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

③本項(3)②の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 16、当社の責任

(1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 17、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 18、個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、当社プライバシーポリシーに定める利用目的のほか、お客様との連絡のため、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 19、約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

## 20、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は予約内容提示ページに明示した日となります。

## 21、その他

(1)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が発生しても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません

(2)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

※手配旅行契約には募集型・受注型企画旅行と異なり特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、

加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

令和6年11月1日作成

登録番号	兵庫県知事登録旅行業 第3種800号
名称	株式会社NOTE
所在地	兵庫県丹波篠山市二階町18番地1
電話番号	050-6877-6141
旅行業務取扱管理者	星野新治
担当可能地域	兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、 兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波市、兵 庫県加東市、兵庫県川辺郡猪名川町 大阪府豊能郡能勢町 京都府福知山市、京都府船井郡京丹波町